

環境基本条例に基づく環境総合計画について
(報 告)

平成22年5月

大阪府環境審議会環境総合計画部会

目 次

はじめに	1
基本となる視点	2
1．現行計画の現状と課題	
2．新たな計画策定に当たって基本となる視点	
計画の枠組み	6
1．計画の位置づけ	
2．計画の期間	
3．計画の対象	
4．計画の構成	
目標設定の考え方	9
1．長期的な目標	
2．中期的目標	
施策展開のあり方	11
1．参加・行動	
2．4つの基本方向	
3．共通的事項	
計画の効果的な推進	17
参考 用語解説	

はじめに

環境総合計画は、大阪府環境基本条例（平成6年大阪府条例第5号）第9条の規定により、豊かな環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として策定されている。

これまで大阪府は、深刻化した公害問題に対処するため、条例による厳しい規制を行うとともに、昭和48年に全国の都道府県に先駆けて「環境管理計画（BIGPLAN）」を策定し、その後、ほぼ10年毎に環境の総合計画を策定している。直近では、平成14年3月に「大阪21世紀の環境総合計画」を策定し、「豊かな環境都市・大阪」の構築に向け、様々な取組みを行ってきた。

一方、事業活動や日常生活に伴い発生する環境負荷により、今や個々の地域にとどまらず、地球が許容できる容量を超え、地球温暖化や資源の枯渇、生物多様性の低下等の様々な問題が生じており、高度に都市化が進み、人口が集中する大阪には、環境と経済を両立させた持続的な発展への先駆者としての役割を担っていくことが求められている。

また、大阪府が平成20年12月に策定した「将来ビジョン・大阪」では、環境を主要な柱と位置づけ、次代を担う環境・エネルギー産業が集積した大阪で、関西の各都市と連携した環境の取組みが進み、海から山に至るみどりの回廊のある「水とみどり豊かな新エネルギー都市」を掲げており、本ビジョン実現の道筋を具体化していく必要がある。

このような背景の下、平成21年5月に、大阪府知事から「環境基本条例に基づく環境総合計画について」の諮問があり、新しい環境総合計画策定に当たっての基本的な考え方について、大阪府環境審議会環境総合計画部会で検討を進めてきた。

本報告に基づき策定される環境総合計画が、持続可能な環境先進都市実現への道筋を強い決意を持って指し示すことを期待する。

基本となる視点

現行の環境総合計画は、21世紀の第1四半期（おおむね2025年）を長期的に見通した2010（平成22）年度までの計画として策定され、環境総合計画に基づき、環境に関する取組みの推進及び進行管理がなされている。

1．現行計画の現状と課題

平成14年の計画策定から現在に至るまでの環境に関する取組みについて概観すると、創意工夫を凝らした大阪府独自の取組みを全国に先駆けて導入するなど、全般的には着実な進展が見られたと言える。一方、アスベスト問題のように計画策定時にはあまり想定されていなかった課題が顕在化するなど、予防的ナリスク管理や継続した環境監視の重要性が再認識された。

分野毎にみると、温暖化防止については、条例に基づく対策計画書や報告書の届出の義務化やエコ燃料（バイオエタノール混合ガソリン）の普及促進など、府独自の取組みが進められており、2010年度の温室効果ガス排出量を1990年度から9%削減するという目標の達成が見込まれている。IPCC¹は、第4次評価報告書（2007年）で「世界平均気温2～3の上昇で安定化させるには、今後20～30年の削減努力と投資が大きな影響を持つ。」と報告しており、今後は更に高い目標設定と取組みの強化が求められる。また、大阪は全国の主要都市の中でも熱帯夜数や真夏日数が多いことから、ヒートアイランド現象を緩和する視点も不可欠である。

廃棄物・リサイクルの分野においても、家電リサイクル大阪方式²など府独自の取組みがなされており、ごみ減量化の進展、リサイクル率の向上や不適正処理事案の減少など、具体的な成果も上がりつつある。しかし、一般廃棄物の1人1日当たりの排出量、リサイクル率、最終処分量は全国ワースト1であり、3R³を踏まえた取組みの一層の強化が求められる。

大気汚染については、長年にわたる工場・事業場規制や自動車対策に加え、府独自の流入車規制の導入などにより、平成20年度には二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境保全目標⁴を全測定局で達成するまでになった。今後は確実に環境保全目標を達成し、より安全な大気環境を目指してさらに改善を進めていくことが望まれるほか、新たに国において環境基準が設定された微小粒子状物質への対応等が必要である。

水質汚濁については、事業所の排水規制や生活排水処理の推進などの対策を進めた結果、河川の環境保全目標達成率は改善傾向にあり、平成 20 年度は 8 割を超えた。一方で、大阪湾については C O D が横ばいであることや、夏場に海底近くの海水の酸素が減少し、魚介類に悪影響を与える「貧酸素」状態になること等から、一層の取組みが必要である。

化学物質については、平成 20 年度のダイオキシン類の排出量は、法に基づく対策等により平成 12 年度から 90.6%削減している。いわゆる P R T R 法⁵に基づき把握された有害化学物質の排出量は平成 16 年度以降減少傾向にあり、事業者による自主的取組みは定着化しつつある。また、土壌汚染対策としては、土壌汚染の早期発見や適切な対策を促進するため、独自の制度化を行なった。今後は、化学物質による環境リスクの情報共有や対話が重要となる。

また、自然環境の保全、回復、創出のため、共生の森づくり⁶やアドプトフォレスト⁷等、府民や企業等多様な関係者の参加による活動や、条例に基づく緑化促進制度の創設によるみどりの確保、新たな自然とのふれあいの場の整備等に取り組んできた。さらに、絶滅のおそれのある種の再導入等、先進的な取組みも行っているが、絶滅種の増加が見られるなど、生物の生存基盤である自然環境の劣化が進んでいることから、一層の取組みが求められる。

2 . 新たな計画策定に当たって基本となる視点

新しい環境総合計画（以下単に「計画」という。）の策定に当たっては、こうした現状や課題を踏まえ、現行計画の基本理念や方向性を継承しつつ、より長期的な視点に立って、あらゆる主体が相互に協力して取組みを進めることが可能となるよう、以下の 3 つの視点を基軸とするべきである。

（ 1 ）持続可能な経済社会システムの構築

事業活動や日常生活に伴い発生する環境負荷は、今や個々の地域にとどまらず、地球が許容できる容量を超え、地球温暖化や資源の枯渇、生物多様性⁸の低下等の人類の生存基盤を脅かす様々な問題を生じさせている。また、環境に放出された化学物質が大気、水質、土壌といった環境媒体のみならず、生物や食物等にも蓄積・残留することがあることも知られている。

この状況を打開し、子孫に良好な環境を残していくためには、持続可能な経済社会システムでなければならず、天然資源の消費と環境負荷を減らし、資源、エネルギー、食糧等を適切な地域内で循環、完結させるとともに、あらゆる命を育む基盤としての環境の価値を改めて認識した上で、人と自然が多様なつながりを通じて共存していける道筋を示していく必要がある。特に、深刻化し喫緊の課題となっている地球温暖化の防止に向けては、化石エネルギーへの依存から脱却し、二酸化炭素の排出を大幅に削減する必要がある。

また、持続可能な経済社会システムに転換するためには、一人ひとりの価値観が環境に配慮したものへと変革され、経済やまちづくり等のあらゆる分野に環境の視点が組み込まれていくことが不可欠である。

(2) 地域発の取組みの推進

大阪が持つ強みや個性を存分に発揮できる戦略を描き、環境の地域ブランド化⁹を図っていくことが重要である。

例えば、大阪・関西に集積する環境・エネルギー分野の産業や研究機関のポテンシャルを活かして、環境・エネルギー分野の技術や製品を日本、世界に発信し、環境に配慮した暮らしに変えていくこともその一つである。

また、関西圏が地理的条件や歴史、文化、経済、交通等で強く結びついていることを踏まえ、関西の中での大阪の果たすべき役割を考えながら、広域連携施策を一段と進めていく必要がある。

さらに、新たな財源の確保にも努め、環境分野における地域主権の早期確立を図る必要がある。そのためにも、国に対し制度改革や財政上の措置等を講ずるよう提案していくことが望まれる。

(3) 府民が主役

環境関連施策の推進には、府民、事業者、NPO・市民活動団体（以下単に「NPO」という。）、行政等のあらゆる関係者の実践が必要であるが、その取組みが地域に浸透し定着するためには、地域社会全体にその意味が理解され支持されることが不可欠である。

地域社会の主役は府民であることから、府民一人ひとりがまず行動を起こすこと

により、社会全体の価値観を環境に配慮したものへと変革していくとともに、事業者、NPO、行政等は「府民とともに取り組んでいく」という姿勢が重要である。このため、行政は他の関係者と連携して、あらゆる世代の人々に対する環境教育を推進するとともに、情報発信力の強化、交流の場や機会の提供など、府民による環境配慮活動が顕在化し、広がっていくための取組みを強化していく必要がある。

なお、ここでいう「府民」とは、大阪府に住む人だけでなく、大阪府に通勤・通学する人等も含めた、大阪府に関わる全ての人を指す。

計画の枠組み

1. 計画の位置づけ

(1) 環境基本条例との関係

環境基本条例第9条第1項に基づき、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する。

(2) 他の行政計画との関係

「将来ビジョン・大阪」で示された、2025年の将来像「水とみどり豊かな新エネルギー都市」実現の道筋を具体化する。

また、国の環境基本計画とも整合をとりながら、近隣府県、府内市町村等に対して、大阪府の環境施策の理念や道筋等を発信していくことが重要である。

なお、計画策定に伴い、環境関係の個別計画を点検し、必要に応じて策定又は改定する必要がある。

2. 計画の期間

持続可能な経済社会システムを構築するには、産業構造、都市構造等の社会のあり方そのものを変革する必要がある。計画はそこに至るまでの長期に渡る期間を意識したものとするべきである。したがって、産業構造や都市構造等が大きく転換している時期である2050年を見通しておく必要がある。

計画の期間は、この将来像に向かって施策を展開していくという明確な方針の下に、具体的な目標を設定することが可能な期間とする必要がある。2020（平成32）年度までの10年間とするべきである。

また、環境の状況の変化、科学的知見の進展、さらには地方自治体が果たすべき役割の変化等の社会的な動向に柔軟に対応するためには、5年後など中間段階での計画の総点検及び見直しが必要である。

3 . 計画の対象

(1) 対象地域

関西の中の大阪という視点に立つとともに、関西広域連合（仮称）¹⁰での取組推進や近隣府県との連携強化を積極的に図るという前提の下に、「大阪湾を含む大阪府全域」とすべきである。

(2) 対象とする環境の範囲

環境基本法に掲げられている環境の範囲にとどまらず、文化と伝統の香り高い環境等も含む環境基本条例第7条の「施策の基本方針」に掲げる環境の範囲を対象とすべきである。

4 . 計画の構成

計画の枠組みは図1に示すとおりとし、まず長期的な目標として目指すべき将来像を示した上で、そこに至るための目標を中期的目標として具体的に設定していくべきである。

また、目標実現に向けた基本方針を掲げるとともに、主要課題については、具体的な手順をロードマップとして示し、さらに重点プロジェクトの策定についても検討すべきである。

主要課題の抽出

環境分野の課題は多岐にわたっており、計画の対象とする範囲は幅広いため、施策を効果的に推進するためには、府域における課題を的確に把握することが重要である。

特に取組みを強化すべき課題については、主要課題と位置づけ、その解決のために重点的に取り組む必要がある。

バックカスティング手法¹¹によるロードマップの提示

バックカスティング手法を用いて、目標実現に向けたロードマップを描くことにより、当初想定している施策の到達目標を理解することができ、目標に到達しな

い場合はどのような追加的な対策を検討する必要があるかを議論することができる。また、事業者、府民等も今後の方向性を予め見通した上で、事業活動や日常生活を行うことが可能となる。

主要課題については、目標の実現に向けたロードマップを描き、それを様々な関係者と共有しておくべきである。

重点プロジェクトの策定

ロードマップの中では、それぞれの主要課題について、目標実現に向けた特徴的なプロジェクト（3年程度）を検討すべきである。

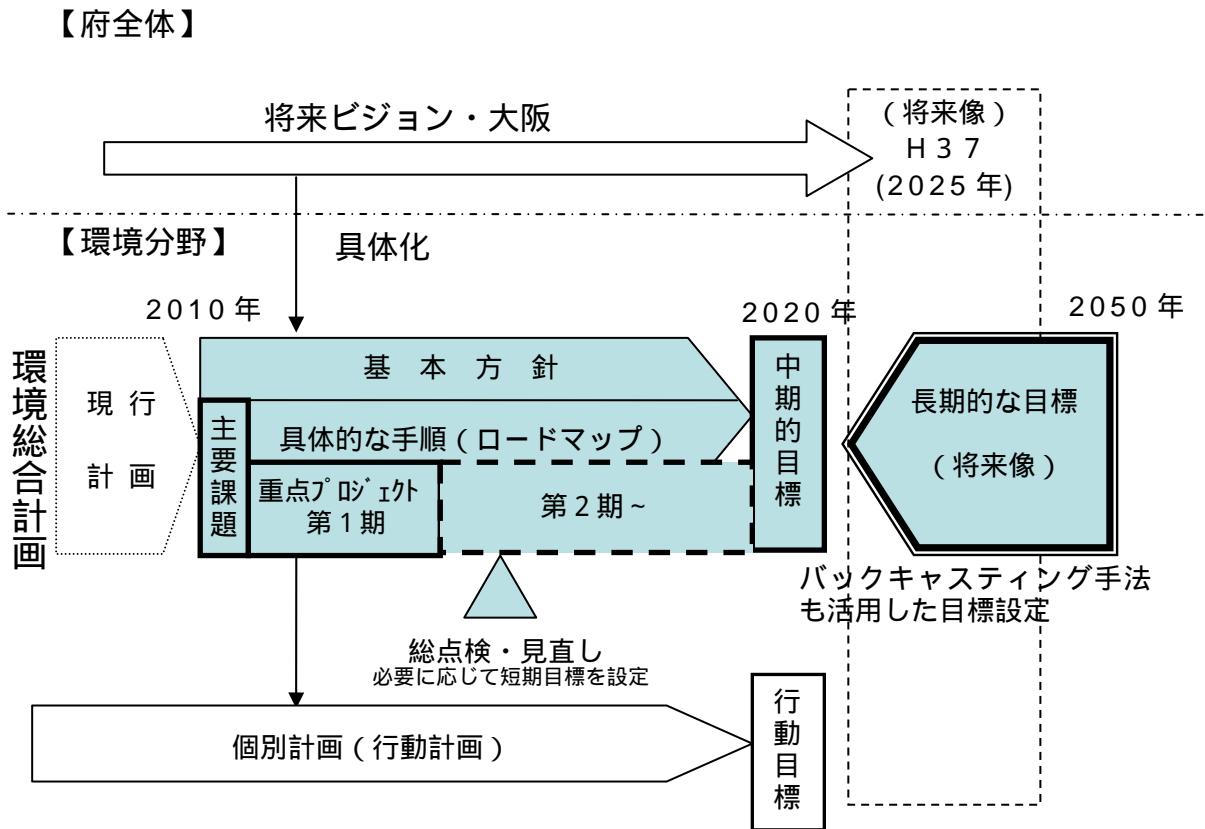


図1 計画の枠組み

目標設定の考え方

1. 長期的な目標

(1) 目標年次

既存の都市構造や産業構造が大きく転換している時期であり、また地球温暖化や生物多様性の目標について国際的な議論がなされている年次である、2050年を長期的な目標年次とすべきである。

(2) 目指すべき将来像

かけがえのない地球を守り、私たちの生命を育んでいる健全で恵み豊かな環境を保全しながら将来に引き継ぐことは、現在の世代の責務である。

高度に都市化が進み、人口が集中する大阪には、環境・エネルギー分野の技術や製品を発信し、環境にやさしい製品に囲まれた暮らしを楽しむ、環境と経済を両立させた持続的な発展への先駆者としての役割を担っていくことが求められている。

また、あらゆる主体の協働により、環境に優先的に配慮し、豊かな自然と人との触れ合いが保たれ、景観や歴史等の文化の香りあふれる人と地球にやさしい都市に成長していくことが大切であり、目指すべき将来像は次を基本とすべきである。

府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市

(3) 主要課題毎の将来像

主要課題毎にも目指すべき将来像を設定すべきである。この際、将来像は中期的目標を設定する際の指針となることから、可能な限り具体的に分かりやすく示すことが重要である。

2. 中期的目標

(1) 目標年次

計画期間の最終年次である2020年度を中期的な目標年次とすべきである。

なお、短期的な対応が求められる課題については、より短期の目標年次も設定すべきである。

(2) 目標設定に当たっての方針

目指すべき将来像を見通しながら、温室効果ガス削減目標やごみのリサイクル率、河川水質のBOD等のアウトカム目標¹²を設定し、その目標達成に向けて、事業の実施件数、環境配慮活動への参加者数等のアウトプット目標¹²を設定していくべきである。

様々な関係者の参加のためには、わかりやすい目標を設定することが重要である。また、定量的な目標であることが望ましい。

アウトカム目標の重視

目指すべき将来像を達成するという目的から考えると、取組みの結果としてどのような成果がもたらされるかというアウトカム目標を重視すべきである。

また、環境関連施策の推進には、府民一人ひとりに理解され支持されることが不可欠であることから、「府民意識」の目標を取り入れるべきである。

各主体の行動目標の明確化

全体の目標をより着実に達成するためには、府民、事業者、行政等がその努力の結果を実感できることが重要である。このため、各主体の果たすべき役割を明確にした上で、それぞれの行動目標を設定し、取組みの進捗状況との対比ができるようにしておくべきである。

施策展開のあり方

豊かな環境の保全と創造を図っていくには、府民、事業者、NPO、行政等が望ましい社会の将来像についての認識を共有し、連携しながら取組みを進めていく必要がある。

また、低炭素・循環型社会¹³の構築、生物多様性の保全、向上等の時間的かつ空間的な広がりを持った課題や、水環境に対するニーズの高度化、多様化といった今日的な課題にも適切に対処することが重要である。

このため、大阪が持つ強みや個性を存分に活かしながら、あらゆる主体の「参加・行動」の下、経済、まちづくり等の側面に組み入れていくべき環境施策展開の基本方向として、「低炭素」、「循環」、「生物多様性」及び「健康・魅力」の4つのキーワードを掲げるべきである。

【あらゆる主体の「参加・行動」】

参加・行動	積極的な参加・行動
-------	-----------

【4つのキーワード】

低炭素	二酸化炭素の排出削減、熱負荷の削減
-----	-------------------

循環	廃棄物の減量、物質循環の徹底
----	----------------

生物多様性	生物多様性の保全・向上と持続可能な利用
-------	---------------------

健康・魅力	健康的で魅力あふれる環境の創出
-------	-----------------

1. 参加・行動

目指すべき将来像の実現のためには、社会のあり方や一人ひとりの意識、ライフスタイルを環境に配慮したものへと変革する必要があり、また、社会を構成する府民、事業者、NPO、行政等が、環境行動に積極的に参加し、自ら行動することが必要である。

さらには、各主体が持つ力（例えば、府民・NPOが持つ企画力や行動力、事業者が持つ社会貢献力、行政が持つ調整力等）が連携して発揮されることによって相乗効果を得ることができることから、相互に協働することが重要である。

情報発信力の強化、環境コミュニケーション¹⁴の促進

府民や事業者、NPO等が、大阪の環境の状況や環境配慮行動の必要性等を的確に理解し、実践していくためには、行政が、環境に関する新たな調査研究や知見を含め、有用な環境情報を収集整理するとともに、その効果的な発信に努める必要がある。

また、事業者の自主的な環境情報の発信による地域との信頼関係の構築や、「豊かな環境づくり大阪府民会議」での取組み、府民、NPO等の地域的な活動の定着や広がりを促進していくための相互交流の場や機会の提供といった取組みを一層進めていく必要がある。

環境教育の推進

環境問題について、気づき、深く理解し、環境配慮行動を自主的に実践するようになり、さらに環境の改善や保全に向けた問題解決能力を高めるためには、あらゆる世代の人々に対する環境教育を推進すべきである。

特に、子どもの頃から自然を愛する心やパブリックマインド（皆のために役に立ちたいという姿勢）を育むとともに、環境問題の科学的な理解を深めることが大切であり、次世代を担っていく子どもへの環境教育が重要である。

環境配慮行動への動機付け

環境配慮行動の促進のためには、環境配慮行動が環境の保全や地域社会に貢献するものであることへの十分な理解を得ることとともに、その行動を後押しすることが重要である。

その際には、経済合理性を重視する大阪人氣質を活かした手法が効果的であり、例えば楽しみながらやりたくなるような取組みの実施や、行動へのインセンティブ（動機付け）の創出等を検討していくべきである。

2. 4つの基本方向

(1) 低炭素

地球温暖化対策としての二酸化炭素の大幅な排出削減は、これまでの対策の延長線上では達成できず、あらゆる要素に「低炭素」の観点を組み入れていく必要がある。

今後は、新エネルギー・省エネルギー技術を最大限に活用した低炭素型の産業構造に転換していくことや、エコカー¹⁵の普及も図りながら、公共交通機関を軸とし、エネルギー利用効率の高い低炭素型の都市構造に転換していくことが必要である。このため、国における施策の検討状況も踏まえ、様々な政策手法を適切に組み合わせ、部局連携及び広域連携を図りながら施策を展開していくべきである。

また、大阪・関西における環境・エネルギー分野の産業や研究機関の集積を活かしながら、低炭素社会の構築に先駆的に取り組むことにより、環境と経済の好循環を実現していくべきである。なお、国際的な動向、国の方針や施策、地球温暖化に関する新たな知見等の情報を的確に収集するとともに、柔軟かつ先駆的に取り組んでいくべきである。

地球温暖化対策の視点に併せて、大阪は、他の大都市と比較して熱帯夜数や真夏日数が多く、都市温暖化、すなわちヒートアイランド現象の緩和の視点が不可欠である。ヒートアイランド現象を緩和するためには、人工排熱の低減、土地や建築物表面の高温化抑制、風、緑、水等による冷却作用の利活用等の対策が重要である。これらの対策は低炭素化に直接間接に寄与することを踏まえ、低炭素化とヒートアイランド現象の緩和の相乗効果が得られるよう施策を講じていく必要がある。

(2) 循環

持続可能な社会を構築するためには、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会、すなわち「循環型社会」への転換が求められている。

その実現には、まず、製品の長期使用や製造段階でのロス低減などにより廃棄物等¹⁶の発生そのものを抑制すること（リデュース）が重要である。発生した循環資源¹⁷については、製品等の再利用（リユース）や循環的な利用（リサイクル）を促進するとともに、循環的な利用ができない場合は廃棄物の適正処分を確保するこ

とが不可欠である。

大阪府は、廃棄物・リサイクルに関して、全国初となるリサイクル認定製品の専門オンラインショップの開設、家電リサイクル大阪方式、エコタウンプラン¹⁸等、様々な取組みを展開しており、また、近隣府県との連携やリサイクル業者の自立的な活動等の地域的な強みもある。循環分野におけるこれらの経験と強みを活かし、新たな社会像を創り上げ、全国へと発信していくべきである。

しかしながら、府域における一般廃棄物の排出量等の状況が全国ワースト1である現状も踏まえ、3Rによるごみの減量化やリサイクルの一層の推進、特に事業系廃棄物の適切な分別等による減量化の強化が必要であり、生産 - 流通 - 消費 - リサイクル - 再生材を使用した生産という循環の流れが有機的に連携し、資源の循環的な利用が自立的に進んでいく社会を構築することが求められている。

施策の展開に当たっては、ビジネススタイルやライフスタイルの転換を視野に入れながら、事業者、消費者、リサイクル事業者、行政等の循環型社会への関わり方及び役割を連携させて考える必要がある。

(3) 生物多様性

人間活動による開発や地球温暖化等の影響により生物の多様性が急速に低下していることから、生物多様性の保全及び向上について戦略的な取組みが必要である。

一方、人間の働きかけの減少により危機に陥っている里地里山¹⁹の保全に取り組むとともに、近年問題となっている野生生物の保護管理や外来生物対策、希少種の保護や湿地、河川、汽水域等の水辺生態系の保全、都市部での生物多様性の確保についても取り組む必要がある。

また大阪湾においては、多種多様な生物の生息を確保するため、藻場や干潟の保全・創造、水産資源の持続可能な利用や水生生物保全のための水質改善、貧酸素水塊の発生の防止に努めていく必要がある。

これらの取組みを進めることにより、大阪が都市部を包み込むように山と海が近接しているという特性も活かし、森林、里地里山、河川、海等のつながりを確保するエコロジカルネットワーク²⁰の構築を目指すべきである。

なお、取組みを進めるに当たり、生物多様性の現状や絶滅のおそれのある種の置かれている状況等を継続的に把握する必要がある。

(4) 健康・魅力

法・条例の厳しい規制等により大気汚染や水質汚濁の状況は全般的には改善が進んだものの、光化学オキシダントや大阪湾の水質(COD)など未だに達成が困難な項目や、新たに国により環境基準が設定された微小粒子状物質への対応が必要である。

また、アスベスト、PCB、ダイオキシン等の負の遺産の着実な処理を進めていく必要がある他、化学物質の製造と使用に伴う影響の低減を図っていくことが求められる。

このため、関係機関と連携した的確な状況把握や調査研究に基づき、健全な水循環系の構築や生物、食物への環境汚染物質の影響といった視点も含め、法や条例に基づく規制、各種計画による対策等を着実に推進していくべきである。

さらに、深呼吸したくなるような空気や水都大阪にふさわしい親しみの持てる川、生き物のにぎわう自然環境、歴史や文化の香り高い街並みといった、より魅力ある環境の創出が求められる。

3. 共通的事項

地域主権・広域連携

市町村との役割分担の明確化を図りながら、大阪府の果たすべき役割を示し、環境分野における地域主権の早期確立を図る必要がある。

その上で、琵琶湖・淀川流域での河川管理等の取り組みや大阪湾で廃棄物処理を行うフェニックス事業²¹等、関西圏でのこれまでのつながりも踏まえながら、大阪府が近隣府県を積極的に先導していくとともに、関西広域連合(仮称)での取組推進を図っていくべきである。

環境ビジネスの推進

大阪・関西における環境・エネルギー分野の産業や研究機関の集積を活かし、環境を良くすることが経済を発展させ、経済の活性化が環境を改善するという「環境と経済の好循環」を進めていくことが大切である。

そのためには、中小のものづくり事業者の技術や研究開発に対する支援を行い、

国際競争力の強化を図っていくことや、大阪・関西圏でのビジネスマッチング、アジア地域に対する大阪・関西の事業者のビジネスチャンスの創出等を官民連携して進めていくことが必要である。

費用対効果の検証

限られた予算で「選択と集中」により施策を実施していく中では、費用対効果の事前把握及び検証を行う必要がある。

なお、環境の施策は多岐にわたる分野におよぶ多面的な便益の創出があることに留意する必要がある。

環境の視点（「低炭素」、「循環」、「生物多様性」及び「健康・魅力」）を、経済、まちづくり等の側面に組み入れ、府民の「参加・行動」を促すことにより、持続可能で暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市の構築を目指す。

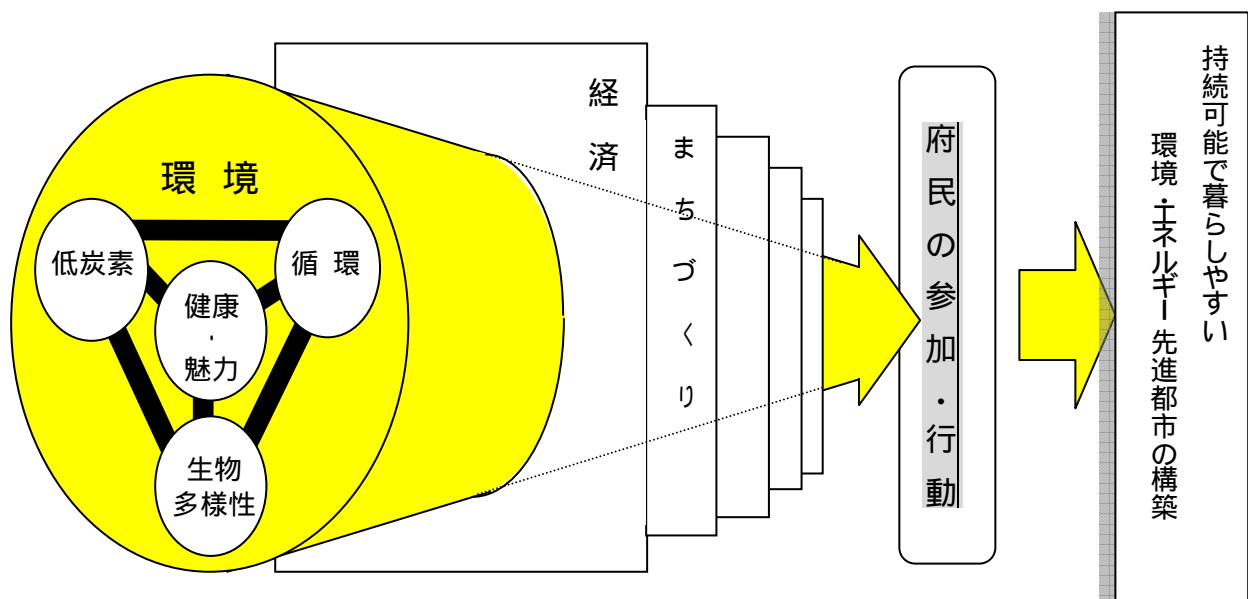


図2 施策展開のあり方

計画の効果的な推進

計画の進行管理のため、現在、知事は、年度当初に、その年度の環境の保全等に関して講じようとする施策を、施策や事業の実施後に、環境の状況及び講じた施策をそれぞれとりまとめ、府議会に報告している。

また、環境の状況及び講じた施策については、環境審議会にも報告が行われ、意見聴取が行われるとともに、その結果が大阪府環境白書で公表されている。

このようなPDCAサイクルによる進行管理・点検評価システムは計画の効果的な推進に不可欠であり、現行システムは継承していくべきである。

今後、計画をより効果的に推進するためには、府民参加型システムの構築や、環境審議会における進行管理及び点検評価の一層の充実等を図っていくべきである。例えば、NPOをはじめとした各種団体も参画した推進体制の充実や、環境審議会に計画の点検評価を集中的に行うための部会を設置し、その結果を審議会で報告することなども検討すべきである。

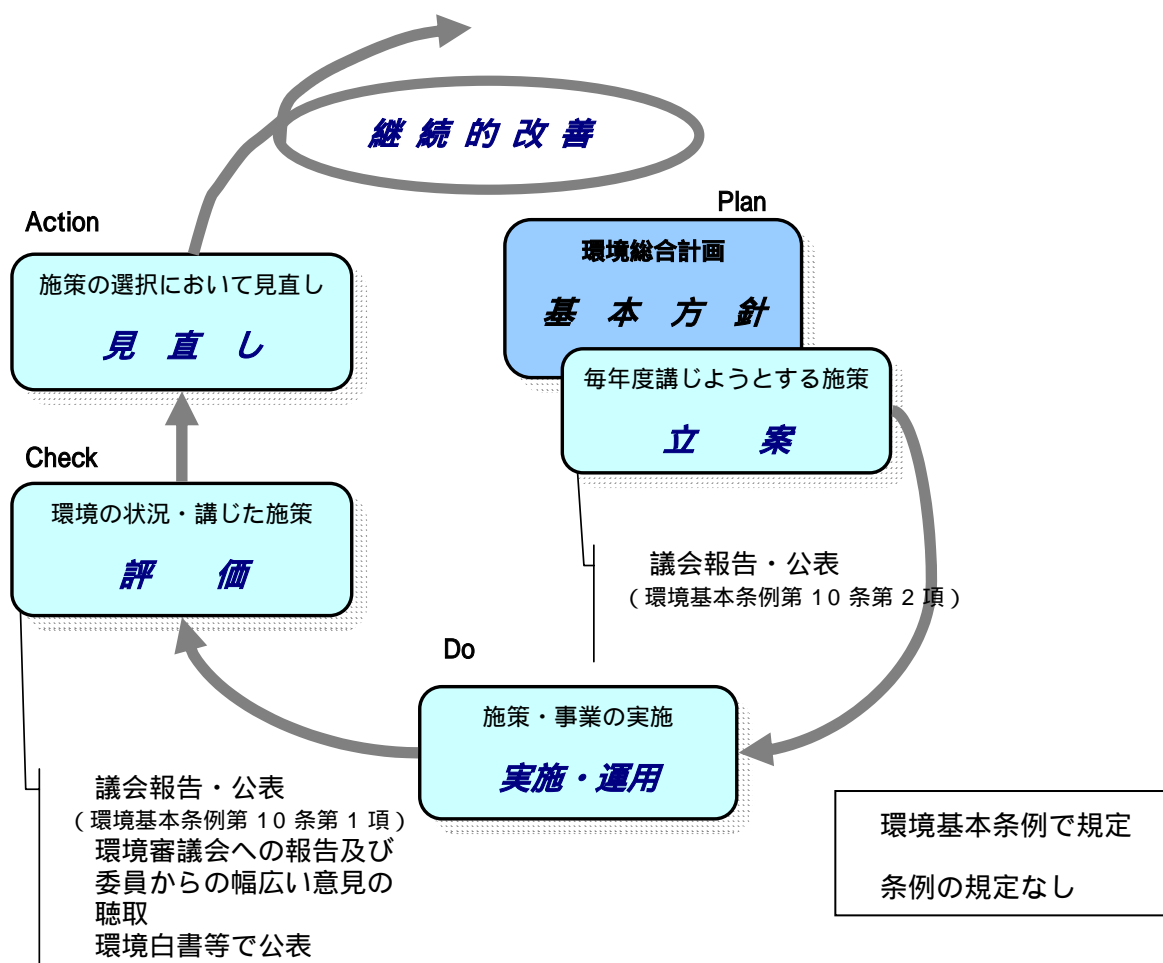


図3 現行計画の進行管理

用語解説

1 . I P C C

気候変動に関する政府間パネル。国連環境計画(UNEP)、世界気象機関(WMO)により設立された政府間機関で、世界各国の研究者の参加の下、地球温暖化に関する科学的・技術的・社会経済的な評価を行っている。

2 . 家電リサイクル大阪方式

家電メーカーではなく、リサイクル事業者にリサイクルを委託する方式で、消費者の負担軽減を図り、家電リサイクル法以外のルートで適正にリサイクルするための受け皿となっている。

3 . 3 R

3 R (スリーアール)とは、廃棄物の発生抑制 (Reduce : リデュース)、再使用 (Reuse : リユース)、再生利用 (Recycle : リサイクル) の3つのR (アール) の総称。原則、この順番で取り組むことが、資源の有効利用に効果的である。

4 . 環境保全目標

府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準。環境基準が定められている項目については、原則として環境基準を用いている。

5 . P R T R 法 (特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)

P R T RとはPollutant Release and Transfer Registerの略称。化学物質の大気中や河川など環境への排出量等を把握することなどにより、化学物質を取扱う事業者の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的としている。

6 . 共生の森づくり

産廃処分跡地である堺第7-3区(約280ヘクタール)のうち、市民・NPO等の参

加のもと、森として整備することが位置づけられた 100 ヘクタールの区域を「共生の森」として、産業廃棄物の受け入れを終了した平成 16 年より植栽及び草刈りイベントの開催等により森づくりを推進している。

7. アドプトフォレスト

大阪府が事業者等と森林所有者の仲人となって、森づくりへの参画を進める制度。

8. 生物多様性

地球上の生物界の様々なレベルの多様性。「遺伝子の多様性（＝同じ種の中でも個体差があること）」「種の多様性（＝いろいろな生きものがあること）」「生態系の多様性（＝さまざまな環境があること）」の3つのレベルがある。

9. 地域ブランド化

地域発の商品・サービスのブランド化と、地域イメージのブランド化を結び付け、好循環を生み出し、地域外の資金・人材を呼び込むという持続的な地域経済の活性化を図ること。

10. 関西広域連合（仮称）

地方自治法第 284 条の規定に基づき、救急医療連携や防災等の府県域を越えた行政課題に取り組むために、大阪府や兵庫県などの都道府県と政令市が検討している特別地方公共団体の構想。

11. バックカスティング手法

将来像を設定し、そこから現在を振り返って必要な政策が何かを求めていく手法。

12. アウトカムとアウトプット

政策の実施によりどれだけのサービス等を提供したか（アウトプット）の上に、サービス等を提供した結果として国民に対して実際どのような成果がもたらされたか（アウトカム）がある。

13．低炭素社会

究極的には、温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内にとどめる（カーボン・ニュートラル）社会。

14．環境コミュニケーション

持続可能な社会の構築に向けて、個人、行政、事業者、NPO といった各関係者間のパートナーシップを確立するために、環境負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、利害関係者の意見を聴き、討議することにより、互いの理解と納得を深めていくこと。

15．エコカー

「低炭素社会づくり行動計画」に定めるハイブリッド自動車、天然ガス自動車、電気自動車等の「次世代自動車」に、2010 年度燃費基準 + 25%達成車または 2015 年度燃費基準達成車以上の燃費性能を持つ車種である「超低燃費車」の、両者を併せたものをいう。

16．廃棄物等

廃棄物として処分される物品と循環的な利用に供される物品の総称。

17．循環資源

廃棄物等のうち、再生利用が可能である等、有用なもののこと。

18．エコタウンプラン

大阪都市圏に循環型社会の全国的なモデルを形成することを目指すとともに、環境関連産業の振興を通じ大阪産業の活性化を図るため、新たな技術やシステムを導入したりリサイクル施設を整備する計画。

19．里地里山

集落とその背後の二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。農林業などに伴う様々な人間の働きかけを通じて、特有の生物の生息・生育環境が形成・維持されてきた。

20．エコロジカルネットワーク

周辺山系、ベイエリアや都市公園等を結ぶ河川や緑道等が形成する水と緑のネットワークのこと。

21．フェニックス事業

大阪湾の埋立により、近畿2府4県から生じた廃棄物の最終処分を行い、埋め立てた土地を活用して、港湾機能の整備を図る事業。

大阪府環境審議会環境総合計画部会審議経過

	開催日	審議内容
第1回	平成21年8月12日	<ul style="list-style-type: none">・環境総合計画の策定について・現行計画の点検・評価について
第2回	平成21年9月15日	<ul style="list-style-type: none">・環境総合計画に関する府民意見発表
第3回	平成21年11月6日	<ul style="list-style-type: none">・論点整理
第4回	平成22年1月19日	<ul style="list-style-type: none">・報告骨子案について
第5回	平成22年3月25日	<ul style="list-style-type: none">・報告素案について
第6回	平成22年4月16日	<ul style="list-style-type: none">・報告案について

大阪府環境審議会環境総合計画部会委員名簿

氏 名	役 職
(部会長) 池田 敏雄	関西大学名誉教授(行政法)
石井 実	大阪府立大学大学院教授(昆虫生態学)
海老瀬 潜一	摂南大学教授(環境システム工学)
花嶋 温子	大阪産業大学講師(廃棄物学)人間環境学部
(部会長代理)水野 稔	大阪大学名誉教授(環境熱工学)
吉川 萬里子	消費生活専門相談員(消費生活)
以上 環境審議会委員 計6名	
大橋 明美	府民公募委員
濱田 雅彦	堺市環境局環境都市推進室長(市町村)
藤原 幸則	(社)関西経済連合会経済調査部長(経済界)
諸富 徹	京都大学大学院教授(経済学)
横山 葵	NPO法人「人と自然とまちづくりと」理事長(NPO)
以上 環境審議会専門委員 計5名	
合 計 11名	